



されました。何から手をつけたら良いのでしょうか。

A 女性活躍推進法に基づく取り組みから始めてはいかがでしょうか。

Q 私は中小企業の人事労務担当です。人手不足対策のために、女性の活躍の推進や働き方改革に取組むよう上司に指示

女性の活躍を推進するには

くりは働き方改革の一番の近道です。

女性活躍推進法は300人以下の企業は努力義務となっており、

女性活躍推進法に基づき①自社の女性の活躍状況の把握、課題分析②行動計画の策定、実行、社内周知、公表③行動計画を策定した旨の鳥取労働局への届け出④情報公表に取り組んでみませんか。

取り組みに当たっては、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画の策定をすることができ、「行動計画策定支援ツール」をお勧めします。厚生労働省のサイトからツールやマニュアルをダウンロードできます。

また、行動計画や情報の公表には「女性の活躍推進企業データベース」を活用してください。業界内、地域内での自社の位置付けを知ることができ、自社の取り組み状況を就活生にアピールできます。

さらに女性活躍推進に関する状況などが優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク「えるぼし」を商品や広告に付けることができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。